

平成 23 年 5 月 23 日

文部科学大臣

高木 義明 殿

日本医師会

会長 原中 勝征

子どもたちの安全を守るための放射線被曝線量の
減少に向けた取組みの実施について（要望）

文部科学省が 4 月 19 日付けで福島県知事、福島県教育委員会等に発出した、福島県内の学校の校庭利用等に係る限界放射線量を示す事務連絡等に対し、日本医師会は 5 月 12 日に添付のとおり見解を公表いたしました。

この見解に示すとおり、上記の文部科学省事務連絡においては、幼児、児童、生徒が受ける放射線量の限界を年間 20 ミリシーベルトと暫定的に規定した根拠が希薄であり、とくに成長期にある小児については、最適・最速・最大の方法で、可能な限り放射線被曝量を減らすことに最大限の努力をすることが国の責務であり、これにより子どもたちの生命と健康を守ることこそが求められていると考えます。

わが国の将来を担う次世代の健全な育成という視点からも、国ができる限りの方策により、子どもたちの放射線被曝量の減少に努められること、子どもたちの生活の場での放射線量について、より多くのポイントできめ細かく測定すること、正確な情報を迅速かつわかりやすく公開していくことをここに強く要望いたします。